

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）の公布による。

立川市印鑑条例の一部を改正する条例

立川市印鑑条例（昭和53年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号の<u>いずれか</u>によることができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>4及び5 ……略……</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号の<u>一</u>によることができる。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>4及び5 ……略……</p>
<p>(登録)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により印鑑の登録申請を確認したときは、印鑑登録原票を作成して次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合</u></p>	<p>(登録)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により印鑑の登録申請を確認したときは、印鑑登録原票を作成して次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) 氏名（<u>外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u></p>

にあつては氏名及び当該通称)

(4)～(7) ……略……

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 前項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって作成することができる。

(登録の制限)

第6条 市長は、印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、その印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を合わせて表しているもの

(3)～(6) ……略……

2 前項第1号及び第2号の定めにかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録の消除)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当することを知った場合においては、その印鑑の登録を消除しなければならない。

(1)～(3) ……略……

(4)～(7) ……略……

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 前項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気記録媒体をもって作成することができる。

(登録の制限)

第6条 市長は、印鑑が次の各号の一に該当するときは、その印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を合わせて表しているもの

(3)～(6) ……略……

2 前項第1号及び第2号の定めにかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(登録の消除)

第10条 市長は、登録者が次の各号の一に該当し、又は該当することを知った場合においては、その印鑑の登録を消除しなければならない。

(1)～(3) ……略……

(4) 氏名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）、氏（住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名の変更により登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当したとき。

(5)及び(6) ……略……

（登録証明）

第13条 市長は、第5条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までの事項の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）について証明する。

(4) 氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により登録されている印鑑が第6条第1号に該当したとき。

(5)及び(6) ……略……

（登録証明）

第13条 市長は、第5条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までの事項の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気記録媒体に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）について証明する。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。